委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月30日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事·市区町村長等		
	○ 知事	市区町村長等	
2. 都道府県名	山口県		
3. 市区町村名	山口市		
4. 届出番号	1		
5. 独自利用事務の事例番 号	67-1		
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.yamaguchi.lg.jp/soshiki/8/24434.html		

執行機関名 山口市長

重度心身障害者等の医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は昭和六十年法律第三十四号附則第九十七条第一項の福祉手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)による重度心身 障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	47	
③番号法別表第2の項	67	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び① の該当部分		山口市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例(平成27年山口市条例第61号)別表第1の1の項山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)による重度心身障害者の医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規 定されている箇所	特別児童扶養手当等の支給に関する法律(昭和三十九年七月二日法律第 百三十四号)第1条	山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)第1条
⑥事務の趣旨又は目的	当を支給するとともに、精神又は身体に著しく重度の障害を有する者に特別	第1条 この要綱は、 <u>重度心身障害者(以下「障害者」という。</u>)の医療費の一部を助成することにより、当該障害者の <u>保健の向上</u> を図り、もって障害者の <u>福祉の増進</u> に資することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		山口市重度心身障害者医療費助成要綱(平成17年10月1日制定)